

増毛町結婚新生活支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、低所得者の婚姻に伴う新生活に係る支援を行うことにより、地域における移住・定住対策及び少子化対策の強化に資することを目的として、新規に婚姻した世帯に対して、住居費及び引越費用の一部を補助するものとし、その助成について、増毛町補助金交付規則（平成23年規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 令和5年4月1日以降に婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。
- (2) 住居費 結婚を機に新たに住宅を取得する費用、住宅のリフォーム費用又は賃借する際に要する費用で賃料、敷金、礼金（保証金などこれに類する費用を含む。）、共益費及び仲介手数料を対象とする。ただし、勤務先から住宅手当が支給されている場合は、当該手当分を除く。
- (3) 引越費用 引越業者又は運送業社へ支払う費用を対象とする。

(補助対象世帯)

第3条 補助金の交付を受けることができる新婚世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

- (1) 夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下であり、かつ、第5条第1項に規定する交付申請書提出時の夫婦の所得を合算した金額が500万円未満である世帯とする。ただし、夫婦の双方又は一方が貸与型奨学金（公的団体又は民間団体より、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。）の返済を現に行っている場合は、所得証明書をもとに算出した世帯の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除した金額が500万円未満である世帯とする。
- (2) 対象となる住居が増毛町内にあり、かつ、夫婦の双方又は一方が令和5年4月1日から令和6年3月31日の間に対象となる住居の住所に転居（転入）届を提出し、受理されていること。
- (3) 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
- (4) 過去にこの制度に基づく補助金の交付を受けたことがないこと。
- (5) 町税等の滞納がないこと。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、対象期間の住居費と引越費用の合計額として、1世帯当たり20万円を上限とする。

- 2 前項に規定する補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 補助期間は、補助金の交付を初めて申請した日から令和6年3月31日までとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、前条に規定する助成対象世帯に該当しなくなった場合

は、当該事由が発生した日の属する月までとする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、増毛町結婚新生活支援事業補助金交付申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- （1） 所得証明書
- （2） 貸与型奨学金の返還額がわかる書類
- （3） 住宅の売買契約書又は工事請負契約書の写し
- （4） 住宅の賃貸借契約書又は領収書の写し
- （5） 引越費用に係る領収書
- （6） 住宅手当支給証明書（別記第2号様式）
- （7） 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助することが適当であると認めるときは、増毛町結婚新生活支援事業補助金交付決定通知書（別記第3号様式）により申請者に通知するものとする。

（申請事項の変更及び承認）

第6条 前条第2項により補助の決定の通知を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、その申請事項について変更が生じた場合は、速やかに増毛町結婚新生活支援事業補助金変更交付申請書（別記第4号様式）に、前条第1項各号に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添えて町長に提出し、承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助することが適当であると認めるときは、増毛町結婚新生活支援事業補助金変更交付決定通知書（別記第5号様式）により補助対象者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第7条 補助対象者は、第5条第2項又は前条第2項の通知書を受けた場合は、速やかに増毛町結婚新生活支援事業補助金交付請求書（別記第6号様式）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の補助対象者からの請求書の提出があったときは、確定払いにより補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第8条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- （2） 補助金の交付決定に付した条件に違反する行為があったとき。
- （3） この要綱に違反する行為があったとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、増毛町結婚新生活支援事業補助金交付決定取消通知書（別記第7号様式）により補

助対象者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第9条 町長は、補助金の交付決定を取り消した場合は、補助対象者に増毛町結婚新生活支援事業補助金返還命令書（別記第8号様式）により補助金の返還を命ずるとともに、既に交付されている補助金があるときは、速やかに返還させるものとする。

(報告等)

第10条 町長は、補助金の交付前又は交付後にかかわらず、必要があると認めたときは、補助対象者に対して、報告又は書類の提出（以下「報告書」という。）を求めることができる。

2 補助対象者は、前項の報告等を求められたときは、速やかに応じなければならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和2年3月19日達第3号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日達第8号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日達第14号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別記第 1 号様式（第 5 条関係）

増毛町結婚新生活支援事業補助金交付申請書

年 月 日

増毛町長 様

住 所 増毛町

氏 名

印

連絡先

増毛町結婚新生活支援事業補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 婚姻日		年 月 日	
2 事業内訳	住居費 (購入)	契約締結年月日	年 月 日
		契約金額 (A)	円
	住居費 (リフォーム)	契約締結年月日	年 月 日
		契約金額 (B)	円
	住居費 (賃貸)	契約締結年月日	年 月 日
		家賃 (C)	月額 円
		住居手当 (D)	月額 円
		実質家賃負担額 (E) (C) - (D)	月額 円 × カ月 = 円
	引越し	引越しを行った日	年 月 日
		費用 (F)	円
合 計 (A + B + E + F)		円	
3 助成期間 ※今回助成を申請する期間		年 月から 年 月まで 月分	
4 公的制度による家賃補助		☐ 私（申請者）及び世帯全員は、他の公的制度による家賃補助を受けていません	
5 添付書類		☐ 所得証明書 ☐ 貸与型奨学金の返還額がわかる書類 ☐ 売買契約書又は工事請負契約書の写し ☐ 賃貸借契約書の写し ☐ 住宅手当支給証明書 ☐ 引越費用に係る領収書 ☐ その他（ ）	

別記第2号様式（第5条関係）

住宅手当支給証明書

年 月 日

増毛町長 様

給与等の支払者

所在地

名称

氏名

連絡先

印

下記の者の住宅手当支給状況を次のとおり証明します。

記

1 対象者

住 所	
氏 名	

2 住宅手当支給状況

（1）支給している。

（2）支給していない。

（ 年 月現在
住宅手当 月額 円 ）

注意事項

- 1 住宅手当とは、住宅に関して事業主が従業員に対し支給又は負担する全ての手当等の月額です。
- 2 住宅手当支給状況については、（1）、（2）のいずれかに○印をつけてください。
- 3 住宅手当を支給している場合は、直近の住宅手当月額を記入してください。
- 4 法人の場合は社印を、個人事業主の場合は代表者印を押印してください。

別記第3号様式（第5条関係）

増毛町結婚新生活支援事業補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

増毛町長

印

年 月 日付で申請のあった増毛町結婚新生活支援事業補助金の交付については、次のとおり決定したので、通知します。

交付決定額 円

別記第4号様式（第6条関係）

増毛町結婚新生活支援事業補助金変更交付申請書

年 月 日

増毛町長 様

住 所 増毛町

氏 名

印

連絡先

年 月 日付 第 号で交付決定を受けた標記補助金について、申請事項を変更したいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 変更内容			
2 事業内訳の変更	住居費 (購入)	契約締結年月日	年 月 日
		契約金額 (A)	円
	住居費 (リフォーム)	契約締結年月日	年 月 日
		契約金額 (B)	円
	住居費 (賃貸)	契約締結年月日	年 月 日
		家 賃 (C)	月額 円
		住居手当 (D)	月額 円
		実質家賃負担額 (E) (C) - (D)	月額 円× カ月 = 円
	合計 (A + B + E)	円	
その他の変更			
3 添付書類	☐ 所得証明書 ☐ 貸与型奨学金の返還額がわかる書類 ☐ 売買契約書又は工事請負契約書の写し ☐ 賃貸借契約書の写し ☐ 住宅手当支給証明書 ☐ 引越費用に係る領収書 ☐ その他 ()		
※変更内容が確認できる書類を添付してください。			

別記第 5 号様式（第 6 条関係）

増毛町結婚新生活支援事業補助金変更交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

増毛町長

印

年 月 日付で変更申請のあった増毛町結婚新生活支援事業補助金の交付については、次のとおり決定したので、通知します。

交付決定額 円

別記第6号様式（第7条関係）

増毛町結婚新生活支援事業補助金交付請求書

年 月 日

増毛町長 様

住 所 増毛町

氏 名

印

連絡先

年 月 日付 第 号で交付決定のあった、増毛町結婚新生活支援事業補助金について、下記のとおり請求します。

記

請求金額 円

【助成金対象期間】

（ 年 月から 年 月までの 月分）

【助成金の振込先】

金融機関名	銀行・信用金庫 農協		本店・支店 本所
預金種別	普通・当座	口座番号	
（フリガナ） 口座名義人	（ ）		

※ 指定口座名義人は、請求者とする。また、金融機関確認のため、預金通帳の写しを添付すること。

別記第7号様式（第8条関係）

増毛町結婚新生活支援事業補助金交付決定取消通知書

第 号
年 月 日

様

増毛町長

印

年 月 日付 第 号で交付決定した増毛町結婚新生活支援事業補助金について、交付決定を取り消します。

【取消理由】

別記第 8 号様式（第 9 条関係）

増毛町結婚新生活支援事業補助金返還命令書

第 号
年 月 日

様

増毛町長

印

年 月 日付 第 号で交付決定した増毛町結婚新生活支援事業
補助金について、次のとおり補助金の返還を命令します。

返 還 金 額	円
理 由	